

第7回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和元年7月24日(水)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		9時00分 開会 11時50分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 川 原 惟 昭 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総務課長 万 膳 正 見 学校教育課長 松 元 浩 幸 社会教育課長 橋 本 欣 也 スポーツ推進課長 田 中 健 一 給食センター所長 丸 目 良 平 書記 浅 山 典 久 書記 中 原 百 恵
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) ただいまから令和元年第7回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和元年第6回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 令和元年第6回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和元年第6回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の6月28日から7月23日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員をお願いします。</p> <p>(永野委員) 7月2日に南永小学校学校訪問に行きました。地域と密着した学校で非常によかったと感じました。</p>			

7月17日に、鹿児島県青年会館にあります「艸舎」というところで、県子ども会育成連絡協議会、県青年団協議会、県PTA連合会、県地域女性団体連絡協議会、そして県青年会館の艸舎が事務局で、そこに県社会教育課長も同席され、県の社会教育団体が連携を深めるための意見交換会と情報交換会がありました。そこで、文科省が「地域学校協働活動」ということで、ようやく社会教育の大切さを打ち出してきたなと感じました。それを追い風にして、鹿児島県が一致団結して社会教育を広めるよい機会という話と、「社会教育士」という制度ができて、その活用をどうするかというのが話題に出ましたので、もし時間がありましたら社会教育課長から後で話をさせていただけたらと思いますが、その会合の中で、「社会教育指導主事と社会教育士をどう活用するのか。」という質問をしましたが、社会教育指導主事のように教育委員会事務局におくだけではなくて、首長部局や企業、NPO法人等さまざまな分野において役割を担う立場の方に与えられるのが社会教育士ということで、「これから社会教育をもっと充実していきましょう。」という話でした。それと、情報交換会で、県の東條教育長も参加され、有意義な交流会が開催されました。その中で、鹿児島市に青年団がない中、北薩地区が要になり、県の青年団長もさつま町の方だし、その前は、出水の高尾野とか、伊佐市も2名監事になっています。そういう面では、活動も盛んで、活発な意見が出されよく頑張っているなという一面もありますが、青年団自体はどんどん減ってきているのかなというのが見受けられました。

私の方は、以上でございました。

(教育長)

ありがとうございました。では、川原委員お願いいたします。

(川原委員)

はい。私も、学校訪問に行きました。本城幼稚園は、教室に七夕飾りがありまして、足を踏み入れた途端、学校とはまた違うなという印象を受けました。園児たちとの交流給食も楽しいでした。また、おませな女の子が足にマニキュアをして、誇らしげに足をふっていました。それも許されていたりして、学校では見られないいい光景だと感じました。

はい。以上です。

(教育長)

ありがとうございました。では、長野委員お願いします。

(長野委員)

はい。学校訪問ということで、本城幼稚園・湯之尾小学校に行けなかったのが残念でしたけど、手洗訪問指導ということで、大口小学校、菱刈小学校、湯之尾小学校、牛尾小学校に行きますが、今回は、7月12日に湯之尾小学校において、県の食品衛生協会と学校保健委員会が、子どもたちだけではなく、保護者を対象にした手洗訪問指導ということで、15名ほどの保護者の参加でした。皆さん真剣に手洗いの大切さを知っていただけて、非常によかったと思いました。できれば、他の小学校の保護者向けの手洗訪問指導を実施していけたらと思うことでした。以上です。

(教育長)

その手洗訪問指導というのは、学校から希望をとるのですか。

(長野委員)

学校から依頼があります。

(教育長)

手洗訪問を実施していない学校は、どのような活動をされていますか。

(長野委員)

今年で手洗訪問指導10回記念ということで、標語とポスターを各小学校・中学校から提出していただいております。

(教育長)

ありがとうございました。では、久保田委員お願いします。

(久保田委員)

はい。私も学校訪問にまいりましたが、皆さんと同じ意見ですので、特にありません。

(教育長)

ありがとうございました。

では、議事に進みたいと思いますが、今回は、報告事項はございません。付議事件が19件ございます。今回の付議事件は、議案第47号「令和2年度に使用する教科用図書の採択について」以外、全て公の施設の使用料見直しに係る条例改正に関するもので、議会に提案する案件でございます。

まず、議案審議の前に「公の施設使用料の見直し指針」及び「減免に関する条例案」等について、事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。今回の第29号議案から第46号議案までの18件は、すべて公の使用料の改定に伴う条例等の改正議案でございます。そういうことから、教育長の方からございましたように、今回の料金改定の理由等をご説明いたします。

資料は、右上に資料1、資料2ということで、資料1が「公の施設使用料の見直し指針」、資料2のほうが、条例案に関するものですけれども、「使用料等の減免に関する条例」のひな型、これを使いましてご説明いたします。

まず、資料1「公の施設使用料の見直し指針」をご覧ください。

これにつきましては、市全体での取組みを行うため、本年6月に改正をしたものでございます。

開いていただきまして、2ページでございます。

ローマ数字のI. 基本的な考え方の1. 現状と課題ということが書いてございます。

まず、段落が2段になっておりますけれども、1段落目の平成23年度に定めた「公の施設使用料の見直し指針」に基づき、使用料の見直しを行っておりますが、定期的に見直しを行うということもこの指針の中で規定をしてございました。というのがまずあります。そして、「なお、」というのが表の上の3行目でございますけれども、平成27年3月に策定しました「伊佐市行政改革大綱【後期】」や、「伊佐市集中改革プラン【後期】」にも、使用料の見直しについて、受益者負担の原則等を考慮し、全庁的に取組むこと」ということで、規定を定めております。

表のところは省略しまして、2ページの下の方になりますけれども、下から4行目に、平成23年度に行った見直しでは、一部の施設において見直しを見送ったものや、激変緩和措置を講じたもの、類似施設において統一できなかったものなど、次回の見直しに課題が残るものというものがございました。

3ページのあたまでございますけれども、このようなことから、今回は見直しについては、適正な受益者負担のもと自主財源の確保を図るため、現在の各施設の利用状況や維持管理費等の把握に基づき統一的去るるとともに、併せまして、前回の見直しの際に残った先ほど申しました課題の解決に努める必要がございました。

また、平成23年度の見直し以降、平成26年4月に消費税率が改正され、令和元年10月にも改正されることが決定していることから、このことも考慮して見直しを行う必要があるという背景がございます。

2. 対象施設でございますけれども、下の表のとおりでございます。教育委員会関係は、上から4番目、学校施設、これは照明設備等の利用のことでございます。それから、体育施設、文化施設、この表の真ん中ほどのコミュニティ施設の教育委員会管轄の一部、青少年センター、それから一つ行を飛びまして生涯学習施設のこれらの施設でございます。

4ページをご覧ください。

3. としまして、使用料算定の基本方針としまして、ここに書いてある内容は省略いたしますが、大きな柱としまして(1)受益者負担の原則(公平化)、それから(2)算定方法の明確化、それから(3)コスト削減の取組みを掲げまして取り組んでございます。

それから中ほど、4. 使用料の算定方式でございますけれども、使用料の積算根拠を「原価」と施設の「性質別負担割合」に基づく算定方式としまして、四角囲みの中に書いてございます「使用料＝原価×施設の性質別負担割合」ということでございます。原価及び施設の性質別負担割合というのはどんなも

のかというのは、以下のとおりに書いてございます。

それから、5ページになります。

今、申しました原価の具体的な算定方法について記載してございます。原価＝物件費、消耗品費とかいろんな費用です。それと、維持補修費、施設の修繕料そういう費用でございまして。それからそれにどれだけの人件費がかかっているかを足したものが原価ということで計算をしてございます。具体的には下の方に示してございます。そこは、省略いたします。

それから、6ページになります。

施設の性質別分類ということで先ほどお話しました、それと負担割合の設定でございましてけれども、下の方に表がございまして。サービスの性質によりまして受益者負担をとるものであるか、とることができないものであるか、それから、採算性が高いものであるのかとか、四角の方にこう4方向にございまして、それでバランスを見まして、受益者の負担を全然とらない0%、あるいは半分ぐらいとる50%、それから、100%使用料をいただくというようなもの、これを示してございます。

それから、7ページになります。

施設の利用形態により、使用料算定の方式ということで、利用する形態によりまして、1室当たりで出すのか、あるいは、1人当たりの原価から使用料を算定するのかという方式を示してございます。そこは、また省略いたします。

それから、8ページでございまして。

今、お話ししましたほかに、その他の取扱いについて、指針として決めてございまして。先ほどお話ししました消費税率の改正の取扱いとしまして、1.消費税率を反映させますということが書いてございます。それから、2.減額・免除規定の取扱いとしまして、負担の公平を確保するために、減免規定等により明確な基準を定め、統一的に実施する必要があるとございまして。今回の見直しにおいては、減免規則等を整理しまして、その統一化を図るということになってございまして。具体的には市長部局におきまして、資料2「伊佐市公の施設の使用料等の減免に関する条例」というのを今回議会に提案をいたしまして、すべての使用料等の減免について統一していくということで予定してございまして。これについては、また後で説明いたします。

8ページの3.に戻ります。使用料の調整、それから、端数処理等は、ここに書いてあるとおりでございます。省略をいたします。

それから、5.利用時間帯及び曜日別、市内外住民別等の使用料でございまして。午前、午後、夜間の使用料・専用、それから個人利用料の設定につきましては、原則1時間単位の表示ということで統一しまして、専用利用と個人利用という規定がある施設につきましては、引き続き今回もそういう設定をしていくということで全体的な取組みをしてございまして。

それから、9ページでございまして。

(2)土・日曜日の割り増し料金設定についてでございましてけれども、今回の見直しにより割り増し料金を設定したところは設定をしないということになってございまして。

それから、(3)市外住民の割り増し料金についてでございましてけれども、原則市外住民の割り増し料金の設定は行わないということになってございまして。

それから、(4)入場料の有無による割り増し料金設定についてでございまして、施設を利用する主体が入場料を徴収する、又はそのような利用が想定される施設につきましては、引き続き入場料を徴収する場合の割り増し料金というのを引き続き設定してございまして。

それから、(5)施設の利用形態による割り増し料金の設定についてということで、体育施設等におきまして、施設本来の用途や設置目的を妨げない範囲において、営利や宣伝を目的とした利用に対し、割り増しした使用料を設定してございまして。

それから、(6)利用者区分の設定についてでございまして。一般や学生、小・中・高児童生徒などの区分により異なる使用料を設定している施設がありますけれども、これにつきましても引き続き今回も設定してございまして。

それから、(7)既設電灯以外の電力使用について、既設の電灯以外の電力利用の際の実費徴収に関して条例で定めている施設と、これらの施設と利用目的が同様の施設であって、実費徴収に関する定めのない施設も現在ございます。施設間で矛盾が生じない実費徴収のあり方について検討したうえで見直しを行うということで、今回は、この項目についてはあとで具体的に出てきますけれども、はずしてございます。

それから、(8)類似施設における使用料の統一についてということで、大口地区と菱刈地区の類似施設につきましては、施設・設備の機能に大きな差がある場合を除きまして、原則同額の利用料の設定を行ってございます。

それから、(9)回数券の取扱いについて、市営プールや菱刈パークゴルフ場などで回数券は今回も設定するというところでしてございます。

それから、10ページになります。

上の方は省略いたしますけれども、7. 新たな利用料金の適用時期としまして、今回の改正に伴う条例の適用時期は、令和2年4月1日から適用するというもので、新年度になりましたら、この料金を適用していきたいということで議会に提案するということになります。

以上が「公の施設使用料の見直し指針」としまして、今回の改正議案の基本的な考え方になります。

そして、先ほどの減免について説明をいたします。

資料2をご覧ください。「伊佐市公の施設の使用料等の減免に関する条例の制定について」これはあくまでも案になりますけれども、2ページをお開きください。第1条目的としまして、「減免を適用する基準を定め、もって統一かつ客観的な運用を図り、住民福祉の充実に資することを目的とする。」としてございます。

使用料の減免の対象となる公の施設は、3ページから4ページの別表第1に掲げる施設となります。この中に教育委員会所管の施設が入ってございます。また、減免基準、適用施設、減免率につきまして4ページからの別表2にまとめてございます。表の右欄に減免率が100%、50%というように区分をされてございますけれども、要約して100%の施設の利用がどんなのがということでございますけれども、市又は市の設置する機関が主催又は共催する行事に利用する場合、コミュニティや自治会がコミュニティ活動に利用する場合や、市内の教育機関が教育活動に利用する場合、高校等が教育活動に利用する場合ということでほとんどの施設で免除100%ということでございます。それから、市の50%区分のところは、市体育協会やその加盟団体が主催する大会等に利用する場合、市内農業団体や商工団体が産業振興を目的に利用する場合など、主な施設で50%の減免というような区分がなされております。これを統一した形でしているということで条例案でございます。

以上で全体の説明を終わります。

(永野委員)

質問してよろしいでしょうか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

今、減免の説明がありましたが、4ページの1.減免基準で、「市又は市の設置する機関が主催又は共催する」とありますが、後援は入らないのですか。

(万膳課長)

今まで、後援を理由にその利用施設の課に「使用料を免除してください。」というのがありました。そのことにつきましては、内容を精査して免除にするか決定します。

(永野委員)

この基準表でいくと、主催又は共催だから、後援は入らないですね。

(万膳課長)

はい。基本的には、入りません。

(永野委員)

そこあたりは、はっきりした方がいいと思いましたが、確認でした。

それともう一ついいですか。

見直し指針の9ページの(4)入場料の有無による割り増し料金のところで、「施設を利用する主体が入場料を徴収する。」とありますけど、これは、入場料という意味なのか、例えば、参加費という意味なのか、あるいは、この参加費も入場料の中に含まれるということなののでしょうか。

(万膳課長)

ここでは、例えば映画上映の場合、一人ひとり料金をいただきますが、そういう場合を想定しておりまして、参加費が入場料等の判断になるような場合は、この割り増し料金にあたるということでございます。

(永野委員)

入場料と書いてありますので、団体が個人で参加費を出す場合と、団体で出す場合がありますので、それも含めるのでしょうか。要するに、「お金を徴収すれば、割り増し料金に該当しますよ。」という意味でとらえていいのですか。

(万膳課長)

これでとらえて、その負担金は何なのかということを担当課が入場料だと判断すれば、割り増し料金を適用するということです。

(永野委員)

そこあたりを明確にして、現場が混乱しないように、また、担当課の窓口が個々のケースに対応できるようにお願いしたいと思います。

それと、(5)の「営利等を目的とせず利用する場合は、割り増し料金の設定は行いません。」とありますが、非営利団体は対象なのですか。その中身を精査して判断するのですか。

(万膳課長)

そうなります。

(永野委員)

営利を目的とするのか、しないのか中身を個々に短時間で判断するのは、事務局は大変ではないですか。

(万膳課長)

例えば、絵の展示会等で即売会をされた場合は、営利目的ですので割り増し料金を適用するというところでございます。展示会のみの場合は、割り増し料金をいただかないということでございます。

判断につきましては、表がでございます。

(永野委員)

申込時に、判断ができるということですか。

(万膳課長)

はい。判断できるようになっています。

あとで、議案説明のときに1つ1つ出てまいります。

(永野委員)

はい。わかりました。

(教育長)

申請があった場合に、精査をして許可証を出しますが、その時に使用料はいくらということになるようになっていきます。

では、よろしいでしょうか。付議事件に入ります。

議案第29号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第29号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、4ページをご覧ください。

それから、別冊で「新旧対照表」が2つございますけれども、四角の表のうえに、スポーツ推進課と社会教育課と書いてございます。この2つを使いましてご説明いたします。

定例会資料の方ですけれども、本件につきましては、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号」の規定により議決を求めるものでございます。

具体的には、新旧対照表のスポーツ推進課の方の1ページということになります。

先ほど全体でご説明しましたとおり、第3条使用料の減免につきましては、「公益上特に必要があると認めるときは」ということで現行がなっておりましたけれども、これを「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」と修正をし、これは先ほどの条例案の報告を指すということで、全体的に明確化して、統一化ということで図っております。

また、別表使用料につきましては、先ほどの指針でご説明しましたとおり、受益者負担の原則、算定方法の明確化、コスト削減の取り組みを基本に、統一した考えのもと試算を行い、金額を算出してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第29号「伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第29号は、議決されました。

次に、議案第30号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第30号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、6ページをご覧ください。

新旧対照表は、2ページになります。

新旧対照表でご説明いたします。

対象となる施設は、伊佐市総合体育館、柔道場及び剣道場、伊佐市体育センター、伊佐市陸上競技場、伊佐市宮球場、伊佐市弓道場、伊佐市営プール、伊佐市テニスコート、山野地区体育館、大口地区運動場照明施設、菱刈弓道場、本城体育広場、田中体育広場及び湯之尾体育広場、湯之尾屋内ゲートボール場になります。

第7条使用料の減免のところですが、使用料の免除と書いてございます。これを減免と修正をいたしまして、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」ということに修正をいたしまして、明確化、統一化を図るとともに、ただし書きとしまして、「照明設備及び照明施設については、市又は市の設置する機関が主催又は共催する行事等に使用する場合を除き、減免の対象としない。」としております。維持費のかかっている照明設備使用料につきまして、原則徴収するというような方向で今回改正をしております。

また、使用料につきましては、先ほどの指針の基本方針に基づきまして、2ページから9ページにかけて、各施設別表によりお示ししてございます。また、冷暖房設備、照明設備につきましては、該当する施設につきましては、表の中に追加して整理してございます。指針にございましたように、既設の電灯以外の電力使用というのがございましたが、今後検討を要するため、4ページにございます3備考欄の中で、既設の電灯以外の電力使用については、今回は削除をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。たくさんの体育施設についての条例改正であります。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

では、ご質問・ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第30号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第30号は、議決されました。

次に、議案第31号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第31号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、14ページをご覧ください。

新旧対照表は、10ページになります。

新旧対照表の方で、説明をいたします。

第8条使用料の免除を減免に改め、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」ということで修正をいたしました。明確化、統一化を図りました。ただし書きとしまして、「照明設備及び照明施設については、市又は市の設置する機関が主催又は共催する行事等に使用する場合を除き、減免の対象としない。」としまして、維持費のかかっている照明設備使用料について、原則徴収することといたしました。

また、使用料につきましては、指針の方針に基づきまして、算定をいたしまして、10ページから11ページにかけて、別表によりお示ししてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。

(永野委員)

安くなっているところもありますね。

(万膳課長)

大口地区と菱刈地区の施設のバランスをとってあるということになると思います。

(教育長)

はい。わかりました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第31号「伊佐市菱刈農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第31号は、議決されました。

次に、議案第32号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第32号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、16ページをご覧ください。

新旧対照表は、12ページになります。

新旧対照表の方でご説明いたします。

第7条使用料の免除を減免に改め、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」ということで修正をしまして、統一化を図るとともに、ただし書きとしまして、「照明設備及び照明施設については、市又は市の設置する機関が主催又は共催する行事等に使用する場合を除き、減免の対象としない。」としまして、他の施設と同じように、維持費のかかっている照明設備使用料について、原則徴収するという事にいたしました。

また、使用料につきましては、指針の基本方針に基づき算定をいたしまして、この中に照明設備を追加し、12ページから14ページにかけて別表及びその備考欄により、お示ししてございます。14ページにございました備考欄の4既設電灯利用料につきましては、13ページの表中に整理して含めてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。結局変わらないということですね。

(万膳課長)

はい。

(教育長)

はい。ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第32号「伊佐市菱刈農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第32号は、議決されました。

次に、議案第33号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第33号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定について」を説明いたします。

定例会資料は、19ページになります。

新旧対照表は、15ページをご覧ください。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第9条使用料の免除を減免に改め、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正をいたしまして、明確化、統一化を図ってございます。

また、使用料については、現行と変わりませんが、貸室と区分けをした冷暖房設備使用料を追加してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。この条例については、3月議会で議決していただきましたけれども、それにプラスして冷暖房費の徴収をしますということでございますが、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。ないようですので、では、議決に入りたいと思います。

議案第33号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第33号は、議決されました。

次に、議案第34号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第34号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、22ページをご覧ください。

新旧対照表は、別冊になります。社会教育課と表示がある資料の方になります。そちらの方をご覧ください。

1ページをご覧ください。

新旧対照表の方で、ご説明いたします。

利用料金につきましては、先ほどの指針の基本方針に基づき算定してございます。冷暖房設備使用料を追加、暖房器具についても表に整理してございます。指針にございましたように、既設電灯以外の電力使用につきまして、今後検討を要するため、備考欄から今回は削除してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がございましたが、令和2年度からは、冷暖房設備の使用料を徴収することとございますが、ご質問、ご意見ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第34号「伊佐市羽月地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第34号は、議決されました。

次に、議案第35号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第35号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、24ページをご覧ください。

新旧対照表は、2ページになります。

新旧対照表で、説明いたします。

田中校区集会施設と、湯之尾校区集会施設の条例になります。

利用料金につきましては、指針の基本方針に基づき算定をしてございます。冷暖房設備使用料を追加し、整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

料金が、安くなっているところもあるようですね。

(万膳課長)

これは、面積等を算定したもので、先ほど原価の算定のところではございました色々な費用から割り出して、㎡当たり室の部屋割合だと思うんですけど、それで高くなったり、安くなったりしています。

(教育長)

ご質問、ご意見ないでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第35号「伊佐市校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第35号は、議決されました。

次に、議案第36号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第36号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に制定について」を説明いたします。

定例会資料は、26ページをご覧ください。

新旧対照表は、3ページになります。

新旧対照表の方で、説明をいたします。

利用料金につきましては、指針の基本方針に基づき算定してございます。冷暖房設備使用料を追加し、表の中に整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。これまでの集会施設と同じようなことだと思いますが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第36号「伊佐市本城校区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第36号は、議決されました。

次に、議案第37号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第37号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、28ページをご覧ください。

新旧対照表は、4ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第7条使用料の減免について、免除を減免に改め、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正して、明確化、統一化を図りました。

また、使用料につきましては、指針の基本方針に基づき算定してございます。指針にありましたように、既設電灯以外の電力使用料について、今後検討を要するため、備考欄から今回は削除してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(永野委員)

いいですか。

(教育長)

はい。

(永野委員)

1室1回につきというのが無くなりましたが、今までは1室1回と、交流室は教室がいっぱいありますが、全部使っても1室とみなすという意味でいいのですか。

(橋本課長)

はい。全部使うというのが、今まで実績がありませんが、施設を使用するものに対して1時間100円ということに改正をしました。

(教育長)

1つの教室を使用しても、全部の教室を使用しても、料金は同じということですか。

(橋本課長)

そうです。

(教育長)

他にないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、議案第37号「伊佐市山野西文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

賛成多数ですので、議案第37号は、議決されました。

次に、議案第38号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第38号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、30ページをご覧ください。

新旧対照表は、5ページになります。

新旧対照表の方で、説明いたします。

第7条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正をいたしまして、明確化、統一化を図りました。

また、使用料については、金額は変わりませんが、指針にありましたように、既設電灯以外の電力使用について、今後検討をするため、備考欄から今回は削除をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等ないでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ご質問・ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第38号「伊佐市元町青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

賛成多数ですので、議案第38号は、議決されました。

次に、議案第39号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第39号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、32ページをご覧ください。

新旧対照表は、6ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

対象となる施設は、針持・大口東・平出水・曾木の青少年センターになります。

第7条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条

例第4条の規定に該当する場合は」に修正をしまして、明確化、統一化を図ってございます。

また、使用料については、金額は変わりませんが、暖房器具を整理し、表に加え、指針にありましたように、既設電灯以外の電力使用料について、今後検討を要するため、備考欄から今回も削除をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。暖房器具燃料代を含むということで、使用料を加えるということです。

(永野委員)

暖房器具というのは、市が青少年センターに買い与えているのですか。

(橋本課長)

暖房器具というのは、ストーブのことです。石油ストーブを設置しています。

(永野委員)

市のものなんですね。

(橋本課長)

そうですね。

結局、灯油代をいただくということで、この設定がされています。

基本的には、市のものを使う場合については、料金をいただくという考え方ですので、持ち込んでいただいた場合については、それは当然無料で使うということになります。

ご自分たちで暖房器具を準備されて、使用されている場合は、料金はいただきません。

現実的には、灯油を公費で購入して、利用するということはあまりなくて、ほぼ、自分たちの自前で使われているのが現状です。ただ、公費で補充した場合については、料金をいただいて使っていただくということになります。

(永野委員)

わかりました。

(教育長)

そのほかご意見別にないでしょうか。

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第39号「伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第39号は、議決されました。

次に、議案第40号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第40号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、34ページをご覧ください。

新旧対照表は、7ページになります。

新旧対照表で、説明いたします。

使用料については、金額は変わりませんが、暖房器具を整理し、表に加え、指針にございましたように、既設電灯以外の電力使用につきまして、今後検討を要するため、備考欄から今回は削除をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。先ほどのものと、内容は全く同じようですが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第40号「伊佐市羽月西青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第40号は、議決されました。

次に、議案第41号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第41号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、36ページをご覧ください。

新旧対照表は、8ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

使用料については、金額は変わりませんが、暖房器具を整理し、表に加えてございます。指針にありましたように、既設電灯以外の電力使用料について、今後検討を要するため、備考欄から今回は削除をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま、説明がございましたが、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第41号「伊佐市牛尾青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第41号は、議決されました。

次に、議案第42号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第42号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、38ページをご覧ください。

新旧対照表は、9ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第10条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条

例第4条の規定に該当する場合は」に修正をしまして、明確化、統一化を図りました。

また、使用料につきましては、別表第2の9ページから11ページにお示ししてございます。指針の基本方針に基づき、算定をしてございます。表に冷暖房設備使用料欄を追加し、整理してございます。それに伴いまして、11ページの備考欄3にございました冷暖房使用料の記述を削除してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。市の施設の中で最も利用数の多い施設となります。

(永野委員)

冷暖房を使用すると、今までより安くなりますね。

(教育長)

そうですね。

事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議決に入りたいと思います。

議案第42号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第42号は、議決されました。

次に、議案第43号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第43号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、42ページをご覧ください。

新旧対照表は、12ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第7条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正をいたしまして、明確化、統一化を図りました。

また、使用料につきましては、別表としまして、12ページから14ページでお示ししてございます。指針の基本方針に基づき、算定をしてございます。13ページの現行欄の(3)冷暖房料として独立した表であったものを改正後では、(1)施設使用料の表の中の右欄の方に整理して入れてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。今回、冷暖房について、算定し直しています。

(永野委員)

冷暖房料の方が、高くなるのですね。

入場料を徴収する場合の料金は、入場料の額は、関係ないのですね。

(万膳課長)

はい。そうです。

(教育長)

ご質問・ご意見ないでしょうか。

(全員)

ないです。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第43号「伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第43号は、議決されました。

次に、議案第44号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第44号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、45ページをご覧ください。

新旧対照表は、15ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第7条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正しまして、明確化、統一化を図ってございます。

使用料につきましては、指針の基本方針に基づき、算定をしてございます。現行の表が非常に見づらい表になっておりましたので、まず、別表右欄に冷暖房設備使用料欄を移し、また、現行の施設使用料と設備使用料を合わせた別表を、改正では、(1)施設使用料、(2)設備使用料と分離することにより、分かりやすく整理をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。見やすくなっておりますが。

文化会館と、菱刈環境改善センターのピアノの使用料が違いますが、これは、ピアノの購入金額の差によるもので、先ほど原価の算定方法の説明がありましたように、原価が随分違うから、使用料に差が出てくるということになります。

その他、ご質問、ご意見等ないでしょうか。

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第44号「伊佐市菱刈環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第44号は、議決されました。

次に、議案第45号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第45号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、48ページをご覧ください。

新旧対照表は、17ページになります。

新旧対照表の方で、説明をいたします。

第7条使用料の減免について、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条

例第4条の規定に該当する場合は」に修正しまして、明確化、統一化を図りました。

使用料につきましては、指針の基本方針に基づき、算定してございます。また、現行の施設使用料と、設備使用料を合わせた別表を、(1)施設使用料、(2)設備使用料として分離することにより、分かりやすく整理してございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ないでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第45号「伊佐市菱刈野外音楽堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第45号は、議決されました。

次に、議案第46号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第46号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、50ページをご覧ください。

新旧対照表は、18ページになります。

新旧対照表で、ご説明いたします。

第10条の使用料の減免について、免除を減免に改め、先ほどと同じく、「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例第4条の規定に該当する場合は」に修正をしまして、明確化、統一化を図りました。

使用料につきましては、指針の基本方針に基づき、算定してございます。また、冷暖房設備使用料を追加し、整理をしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局からの説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(久保田委員)

陶芸窯を使うときに。冷暖房は必要なのでしょうか。

(教育長)

使用しなかったら、安くなりますね。

(久保田委員)

修繕料が、かかったわりには、使用料は安くなりますね。

(教育長)

ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、議決に入りたいと思います。

議案第46号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第46号は、議決されました。

これで条例関係については、以上で審議を終わります。

続きまして、議案第47号「令和2年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。課長以下退席をお願いいたします。

担当係長を、呼びますのでしばらくお待ちください。

《非公開》(議案第47号「令和2年度に使用する教科用図書の採択について」審議。

(教育長)

続きまして、委員から提出された動議の討論等に入りますが、特に前もって提出されているものはありませんが、何かございませんか。

(永野委員)

はい。時間があれば、ひとついいですか。

(教育長)

はい。

(永野委員)

今日は、施設使用料の見直しが色々出て、いい機会だと思いますので、山野西文化交流館のことで、社会教育課長にお願いがあります。

管理は、社会教育課になっておりますので、この施設全体を含めて、市のものなのか、個人のものなのか、あいまいにならないよう、利用形態を明確にするということと、公の施設ですので、管理日誌等を確認するとか。また、利用者がいないのに、利用されていて、電気代・燃料費が上がるとかいうのはありえませんので、そこあたりをしっかりと現地確認をして、現状を知りたいので、委員の皆さんに一度説明してください。要望です。

(橋本課長)

はい。わかりました。

(教育長)

公の施設ですので、しっかりとした管理をよろしくお願いします。

他にありませんか。

はい。ないようですので、以上で討論等をおわります。

その他の方に入ります。その他の件に入りますが、4月に行われました全国学力学習状況調査の結果が出ましたので、その内容をお知らせします。

まず、小学校ですけれども、この表の見方ですが、調査を実施しましたのが、まだ4月でしたので、平成31年度となっております。

平均正答率、伊佐市、県、全国、県との差、全国との差というようになっておりますが、国語は、全国は64、県は67、伊佐市は68ですので、県よりも全国よりも2点ないし、4点優れております。算数は、全国は67、県は65、伊佐市は67ですので、県よりも2点プラス、全国と同じということであります。小学校は高い状況で、これまでとは違い、その下を見ていただければ、平成24年度から平成30年度まで、全部マイナスでした。これが、今年はプラスに変わったということは、少しずつ伊佐市の小学校の学力は向上しているということになります。ただし、学校差が大きいです。全国よりも国語がプラスの学校は、14校中8校。つまり、6校は全国よりも下ということになります。算数は、全国より上が7校、全国よ

り下が7校ですから、半分半分ということになります。全国よりも高い学校と、そうでない学校とが固定化しているようです。そうでないところに力を入れようと思っています。ただ、菱刈小学校のようにこれまでずっと全国より下がっていたのが、今年度は、随分プラス10ぐらいありますので、学校によっては、上がっているところもあります。だから、伊佐の子どもも頑張ればよくなるということを表していると思います。

次に、中学校は、まだまだであります。国語は、伊佐市は66、県は70、全国は73、県との差は4点、全国との差は7点です。数学は、伊佐市は48、県は57、全国は60、県との差は9点、全国との差は12点、二けたの差があるということでもあります。ただし、菱刈中学校は、数学は全国と同じで、全国並みにあります。英語は、伊佐市は47、県は53、全国は56、県とのマイナス6点、全国とのマイナス9点、英語はまあまあといいますか、まだ二けたにはマイナスになっていません。その下に、県平均との差がずっとありますけれども、国語は、県平均よりも少しいい感じ。数学も少し伸びているといえます。英語は、マイナス。学校の方は、非常に高いと思っていますので、中学校になったら英語も、国語も、数学も落ちていくということになっています。中学校の頑張りが課題ということでもあります。小学校は非常に上がってきていますので、中学校の頑張りによっては、このマイナスの幅はぐっと縮まっていく可能性もあるということでございます。なお、これは7月31日の校長会の資料とします。まだ、表には出ておりませんので、このような状況ということで、資料は集めませんが、これからの各学校の参考資料としていただければと思います。

その他、ございませんでしょうか。

(永野委員)

各学校ものは、あとでわかりますか。

(教育長)

次の定例教育委員会のときには、各学校の状況をお示しできると思います。

(永野委員)

学校だよりに出しますか。

(教育長)

学校だよりには、出します。

(永野委員)

学校だよりを見るとわかりますので、それでいいです。

中学校が心配ですね。2校しかないですので、はっきりしますよね。

(教育長)

学校訪問で、だいたい子どもたちの学力はみておられると思うのですが、学力の高い学校というのは、授業に活気があります。先生方が力を一層発揮できるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

その他、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、これをもちまして、令和元年第6回定例教育委員会を閉会します。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。